

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会

電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会(第24回)議事要旨

日時:平成30年7月18日(火)14時00分～16時00分

場所:経済産業省本館 17階 国際会議室

出席者 :

<委員>

横山座長、秋元委員、安藤委員、大橋委員、小宮山委員、曾我委員、廣瀬委員、又吉委員、松村委員

<オブザーバー>

菅野 等	電源開発株式会社 常務執行役員
國松 亮一	一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長
阪本 敏康	イーレックス株式会社 執行役員・経営企画部長
佐藤 悦緒	電力広域的運営推進機関 理事
都築 直史	電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長
竹廣 尚之	株式会社エネット 経営企画部長
棚澤 聡	東京ガス株式会社 執行役員 電力事業部長
内藤 直樹	関西電力株式会社 執行役員・総合エネルギー企画室長
鍋田 和宏	中部電力株式会社 執行役員 コーポレート本部 部長
柳生田 稔	昭和シェル石油株式会社 電力事業部門担当執行役員
(代理出席 :	昭和シェル石油株式会社電力需給部長 海宝 滋)
山田 利之	東北電力株式会社 送配電カンパニー 電力システム部 技術担当部長

議題 :

- (1) 中間とりまとめに関するパブリックコメントについて
- (2) 需給調整市場について
- (3) その他

<連絡先>

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

TEL : 03-3501-1511 (内線4761) FAX: 03-3501-3675

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

(1) 中間とりまとめに関するパブコメについて

- 重要だと思うのは、全体として整合を取ることに。これは、非常に難しい。拡散していく議論を集約していくやり方を考える必要があると思う。関係機関と連携して、進めていって欲しい。

(2) 需給調整市場について

- 二次調整力①と二次調整力②、三次調整力①、②を分けて考えることは理解。二次調整力①については、広域調達に関する技術的な実現可能性を慎重に検討して欲しい。
- 需給調整市場の地理的拡大について、方針等が決まっていれば教えて欲しい。
- 具体的にどうやっていくかにはついては、これから検討していく。
- 商品導入のスケジュールに関して、心配していた状況から劇的に改善したと感じている。2020+Xとして、実現時期がなかなか決まらないなか、遅くとも2024年までに二次調整力②、三次調整力①について、広域調達を行うように、期限をきっていただいた。これは、可能なところから進めて行くということであり、二次調整力②に引きずられないように分けたものとして評価する。
- 一次調整力は分散的にやるものであり、技術的な問題ではなく、ルールと量の問題だと認識している。極端に言えばルールを定めて量を考えられれば、2020年を待たなくても、すぐにできるのではないかと。可能な限り、早く広域化するためにも、広域機関に議論を促すことができるのではないかと。一次調整力と二次調整力②を同時に調達しないと、調達量が増えるという議論により、一次調整力の運用開始が遅れるのはおかしいと考えている。一次調整力、二次調整力の調達の仕方を工夫すれば対応可能ではないかと。
- 一次調整力については、中給システムとの連携もなく、技術的な課題がネックではない。エリアごとの偏在性をどう考えるか、調整力用に連係線の枠を開けるというような考える必要がある。そのため、偏在性、連係線の使用方法に関する見極めが出来れば、広域運用が出来るものと理解している。資源エネルギー庁ともよく検討しながら、早急に検討を開始したいと思う。一次調整力は欧州でも最初に広域運用が始まっており、検討を進めていきたい。
- 今後の進め方について、二次調整力②、三次調整力①については、本日遅くとも2024年までに調達開始と提示いただいたので、鋭意検討を進めていただきたい。
- 需給調整市場に関する期待を振り返ると以下の3点と考える。まず、調整力の広域化による調整力コストの削減。これは以前の制度検討作業部会でMRIよりプレゼンのあった需給調整市場の導入に伴う試算結果からも非常に大きな効果が指摘されている。次に、再エネの大量導入に伴う、調整力の確実な確保。これにより、

再エネの導入拡大へ寄与するものとする。最後に、インバランス料金の価格指標への反映。

- どうすればスケジュールの前倒しが出来るかといった観点から、有識者・システムの専門家も含め検討を加速していただきたい。
- 需給調整市場には2つの視点がある。1つ目は、安定供給を損ねずに、広域運用、調達を行うこと。2つ目に、市場だということ。これは、これまで一般電気事業者が需給調整を行っていたが、一般電気事業者以外にも開かれることを意味する。この市場だという点については、若干議論が必要ではないかと思う。観念的には、調整力としての kWh の価値が、需給調整市場を通して発現することとなる。単価の変更が十分に行えないなどして、この価格が変わらなくなった場合、本当に市場として機能しているのか。
- 市場として考えた場合、どういった調整力が必要かという点で、商品区分、電源の関係が決まってくると考えている。
- いくつかの商品に出せる場合、kW の比率で分けるのか、電源毎に分けるのかも考えていく必要がある。今は電源 I、II で混ざっているのだから、これから進めていく必要がある。一般送配電事業者として、安く電源を手に入れたいはずであり、約定ロジックをどう作っていくのかを議論した上で、電源と調整力の関係を整理していく。
- 一次調整力については、周波数に応じてオートマチックに動くものである。今、相対契約を結んでいる場合は、その価値が相対契約の中に埋め込まれていることになる。一次調整力が始まれば、この価値が顕在化することとなる。
- 一部の電源について、ガバナフリーの機能を使用するとタービンの回転数が周波数に応じて変わるため、タービンのことを考えて、ガバナフリーの機能を使用していない。このような電源の扱いについても議論が必要。
- 競争活性化の観点から意見を言わせていただく。単価登録の細分化について、DR は時間帯によりリソースの組み換えを行っている。リソースごとに単価が異なるため、組み換えを行えば単価が変わる。そのため、時間帯ごとに単価設定が出来ない場合、参入障壁になってしまうため、是非実施願いたい。
- 商品区分について、一部の機能しかもっていない事業者でも参入できるように細分化している。そのため、機能要件を緩和することが重要と考える。また、参入数が少ない箇所は監視が重要となる。